

## 準抗告等申立事件処理に関する申合せ

(令和7年5月12日刑事部会)

### 第1 準抗告等申立事件の翌日処理について

- 1 準抗告申立事件、犯罪の捜査のための通信傍受に関する法律第33条第1項及び第2項の規定による不服申立事件並びに児童福祉法第33条第7項ただし書の取消請求事件（以下「準抗告等申立事件」という。）を担当する部（以下、「準抗告当番部」という。）が、当日と翌日とで異なる場合、

準抗告等申立事件については、原則として、翌日の準抗告当番部が、翌日に処理するものとする（以下「翌日処理」という。）。）。。

ただし、事案の内容等に鑑み、当日の準抗告当番部が、即日処理することを妨げない。

- 2 翌日処理の場合において、裁判の執行停止の申立てがあったときは、原裁判官（これをてん補する夜間当番裁判官を含む。）又は当日の準抗告当番部が同申立てに対する裁判を行う。
- 3 翌日処理の場合、当日の準抗告当番部の主任書記官は、翌日の準抗告当番部の主任書記官にその旨を連絡する。同連絡を受けた翌日の準抗告当番部の主任書記官は、これを翌日処理を行う裁判官に連絡する。

### 第2 準抗告当番部等に差し支えがある場合について

- 1 「事件の配てんに関する細目」第5の2の(3)ア及びイのただし書の場合は、別紙1「準抗告当番部の合議体又はその構成裁判官に差し支えがあり、かつ、そのきょうだ部においても差し支えがある場合の配てん等の方法」に従って配てんする部を決め、あるいは準抗告裁判所の構成裁判官を確保する。
- 2 準抗告当番部以外に属する裁判官が準抗告等申立事件の処理に当たる場合、それが休日 に及ぶときは、別紙2「準抗告当番部の裁判官

が差し支えの場合の連絡用順番表」に従って準抗告裁判所を構成する裁判官を確保する。

### 第3 3日以上連休の準抗告当番について

- 1 3日以上連休の準抗告当番については、その前後の平日の準抗告当番部を考慮した上で、第1部から第6部までが公平に割り当てされるよう分配する。
- 2 分配するときは、前年度の分配に続けて分配することとして、年度更新の方法はとらない。

### 第4 ゴールデンウィーク期間の準抗告当番について

ゴールデンウィーク期間の具体的な日程及び割り当て期間については、毎年、準抗告当番表を作成する際に裁判官の協議により検討する。

### 第5 年末年始の準抗告当番について

- 1 年末年始における準抗告当番部を、別紙3「年末年始準抗告当番部割当表」（以下「割当表」という。）のとおり定める。
- 2 ここにおいて「年末年始」とは、仕事納めの翌日から12月31日までを「年末」といい、1月1日から仕事始めの日の前日までを「年始」というものとする。
- 3 別紙1の割当表は左陪席裁判官には適用しない。左陪席裁判官の担当日については、年度毎に、左陪席裁判官による協議の上、定める。
- 4 準抗告当番部所属の裁判官（左陪席裁判官を除く。）に差し支えがあつて準抗告合議体を構成できない場合、別紙2「準抗告当番部の裁判官が差し支えの場合の連絡用順番表」の「裁判長」欄又は「右陪席」欄の裁判官を充てる。

### 付 記

- 1 この申合せは、平成7年6月1日から実施する。
- 2 平成30年7月2日付け刑事部会申合せ「準抗告申立事件処理に関する申合せ」は、令和7年5月31日限り、廃止する。

別紙 1

「準抗告当番部の合議体又はその構成裁判官に差し支えがあり、かつ、そのきょうだい部においても差し支えがある場合の配てん等の方法」

標記の場合（「事件の配てんに関する細目」第 5 の 2 の(3)ア及びイのただし書の場合）は、下記表の順序に従って準抗告等申立事件の配てん部を決め、あるいは構成裁判官を確保する。なお、準抗告当番部以外の部に準抗告等申立事件が配てんされた場合、同部の所属裁判官により準抗告裁判所を構成できないときは、同部が準抗告当番部であるとみなして同表に従って構成裁判官を確保する（準抗告当番部に所属する裁判官がその構成に入ることができるときは、この限りではない。）。

| 準抗告当番部  | 第 1 順位  | 第 2 順位  | 第 3 順位  | 第 4 順位  |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 刑事第 1 部 | 刑事第 6 部 | 刑事第 5 部 | 刑事第 4 部 | 刑事第 2 部 |
| 刑事第 2 部 | 刑事第 1 部 | 刑事第 4 部 | 刑事第 3 部 | 刑事第 5 部 |
| 刑事第 3 部 | 刑事第 5 部 | 刑事第 6 部 | 刑事第 2 部 | 刑事第 4 部 |
| 刑事第 4 部 | 刑事第 3 部 | 刑事第 2 部 | 刑事第 1 部 | 刑事第 6 部 |
| 刑事第 5 部 | 刑事第 2 部 | 刑事第 1 部 | 刑事第 6 部 | 刑事第 3 部 |
| 刑事第 6 部 | 刑事第 4 部 | 刑事第 3 部 | 刑事第 5 部 | 刑事第 1 部 |

## 準抗告当番部の裁判官が差し支えの場合の連絡用順番表 (土、日及び祝祭日用)

|       | 裁判長 | 右陪席 | 左陪席 |
|-------|-----|-----|-----|
| 第1順位  | A   | G   | P   |
| 第2順位  | B   | H   | Q   |
| 第3順位  | C   | I   | R   |
| 第4順位  | D   | J   | S   |
| 第5順位  | E   | K   | T   |
| 第6順位  | F   | L   | U   |
| 第7順位  |     | M   |     |
| 第8順位  |     | N   |     |
| 第9順位  |     | O   |     |
| 第10順位 |     |     |     |

例： 図1において、a裁判官がてん補を行うと図2になります。  
 そして、次にc裁判官がてん補を行うと図3になります。  
 更に、d裁判官がてん補を行うと図4になります。

図1

|      | 左陪席 |
|------|-----|
| 第1順位 | a   |
| 第2順位 | b   |
| 第3順位 | c   |
| 第4順位 | d   |
| 第5順位 | e   |
| 第6順位 | f   |
| 第7順位 | g   |

図2

|      | 左陪席 |
|------|-----|
| 第1順位 | b   |
| 第2順位 | c   |
| 第3順位 | d   |
| 第4順位 | e   |
| 第5順位 | f   |
| 第6順位 | g   |
| 第7順位 | a   |

図3

|      | 左陪席 |
|------|-----|
| 第1順位 | b   |
| 第2順位 | d   |
| 第3順位 | e   |
| 第4順位 | f   |
| 第5順位 | g   |
| 第6順位 | a   |
| 第7順位 | c   |

図4

|      | 左陪席 |
|------|-----|
| 第1順位 | b   |
| 第2順位 | e   |
| 第3順位 | f   |
| 第4順位 | g   |
| 第5順位 | a   |
| 第6順位 | c   |
| 第7順位 | d   |

年末年始準抗告当番部一覧

|        |        | 刑事1部 | 刑事2部 | 刑事3部 | 刑事4部 | 刑事5部 | 刑事6部 |
|--------|--------|------|------|------|------|------|------|
| 平成30年度 | H30 年末 |      |      |      |      |      |      |
|        | H31 年始 |      |      |      |      |      |      |
| 令和1年度  | R1 年末  |      |      |      |      |      |      |
|        | R2 年始  |      |      |      |      |      |      |
| 令和2年度  | R2 年末  |      |      |      |      |      |      |
|        | R3 年始  |      |      |      |      |      |      |
| 令和3年度  | R3 年末  |      |      |      |      |      |      |
|        | R4 年始  |      |      |      |      |      |      |
| 令和4年度  | R4 年末  |      |      |      |      |      |      |
|        | R5 年始  |      |      |      |      |      |      |
| 令和5年度  | R5 年末  |      |      |      |      |      |      |
|        | R6 年始  |      |      |      |      |      |      |
| 令和6年度  | R6 年末  |      |      |      |      |      |      |
|        | R7 年始  |      |      |      |      |      |      |
| 令和7年度  | R7 年末  |      |      |      |      |      |      |
|        | R8 年始  |      |      |      |      |      |      |
| 令和8年度  | R8 年末  |      |      |      |      |      |      |
|        | R9 年始  |      |      |      |      |      |      |
| 令和9年度  | R9 年末  |      |      |      |      |      |      |
|        | R10 年始 |      |      |      |      |      |      |
|        |        | 刑事1部 | 刑事2部 | 刑事3部 | 刑事4部 | 刑事5部 | 刑事6部 |